

笠岡市長  
小林嘉文 殿

笠岡市まちづくり協議会制度見直し検討委員会  
委員長 小山 悦司

### 笠岡市まちづくり協議会制度見直し検討結果に関する提言書

当委員会では市長からの委嘱を受けて、笠岡市まちづくり協議会制度の見直し検討を行い、「(仮称)笠岡市まちづくり協議会条例」の素案策定及び「笠岡市協働のまちづくりの手引き(案)」を策定いたしました。本条例及び手引きの上程と共に、これらがより効果を発揮し、地域で活かされていくために、以下の8点を提言させていただきます。

1. 本条例や手引きが現場で活用されるための理解促進の取り組みをお願いします。

本条例の制定や手引きの作成は、まちづくり協議会制度見直しのゴールではなくあくまでスタートです。これまでの10年間における各地区協議会の活動状況は様々であり、到達度もまちまちです。今回の条例や手引きの理念や内容が浸透するよう、市や地域担当職員がリードしながら、各地区のまちづくり協議会において様々な団体、活動主体を巻き込んで条例や手引きをしっかりと読みとき、まちづくりの基本的考え方を理解し共有するための研修会の開催や、市の広報誌、ウェブメディアなどを活用した積極的な情報発信をお願いいたします。

また、地域での活動はボランティアで動く事が多く、楽しくなければ続きません。条例や手引きが計画倒れにならないよう、その大切さを理解したうえで、現場での活動が楽しく意味を見出せる取り組みになるよう関係各課やの地域担当職員での工夫にも期待します。「やってよかった! あってよかった! まちづくり」と思えるように積極的な情報発信と取り組みが評価される機会の設定をお願いします。

2. 市役所庁内の横の連携、庁内横断体制の構築をお願いします。

今回の条例及び手引きでまちづくりの重要な役割を担うものとして設定されている「まちづくり計画」の策定にあたっては、その計画が市の各部署における政策と連動するよう、地域担当職員が事前に関係各部署及び機関との情報交換や協議を並行できるように庁内横断体制の整備をお願いします。地域におけるまちづ

くりが取り組む課題は福祉から観光まで多岐に渡り、単一の部署が取り組むだけでは効果を発揮できません。一定の権限がある職員と現場の職員のそれぞれの立場で共有される機会が設定されることを期待します。

また、地域福祉計画や地域防災計画、市の総合計画等の関連する計画についても矛盾がないようにすることは勿論のこと、可能な範囲で双方に関連を記載するなどの連動性や場合により統合を行うなども必要です。これからのまちづくりにおいては、地域と行政が「ONE TEAM」で取組を進めていくことが必要です。それぞれの計画や取り組みが一体的に行われるように体制整備をお願いします。

3. 関係する地域における役職・機関との統合検討をお願いします。

2にも関連しますが、地域で取り組む様々な活動は重複する部分が多いだけでなく、それぞれの部署で委嘱する役職が同一人物に重なる、次の担い手がない、またそれぞれの役職に待遇の差がある（例えば福祉委員には日当は発生しないが愛育委員には日当が発生するといったばらつきが生じている）なども課題になっています。行政委員、福祉委員、愛育委員、栄養委員、民生委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織、公民館など、上下関係ではなくそもそも地域における役職や機関と一緒に協働して取り組むための受け皿としてまちづくり協議会は存在すると考え、各役職がなるべく参画し、それぞれの予算も含めて一体的に取り扱えるように検討ください。特に公民館はこれまでも地域で重要な役割を果たしており、その歴史的経緯を大切にしながらもまちづくり協議会とより一体となって取り組めるように管轄部署の移転も含めて検討をお願いします。

また、まちづくり協議会を通じて常に話し合い、協力体制を築き、協働していくことで、それぞれの役職が持つそもそもの役割が最大限発揮できるような施策立案や環境整備をお願いします。また、横のつながりをもちながら一つずつ問題解決に取り組めるように協働のまちづくり課ないしは市民活動支援センターが地域担当職員と連携しながら支援すると共に、事例を取りまとめ、提供するなど見の共有をすすめることでさらにまちづくりの取組が広がることを期待します。

4. 地域担当職員が積極的に活躍できる環境づくりをお願いします。

本取り組みの中で地域担当職員は重要な役割を持っており、その働き次第で、まちづくり協議会とは「市民に丸投げ」するためのものなのか、それとも「市民と市が協働して乗り越えていく」ための仕組みなのか、大きくその解釈が変わります。当然、協働のためのまちづくり協議会であるとするためには、地域担当職員が「やらされ感」や「余計な仕事を課せられている」という意識ではなく、重要な業務として、その価値を理解しながら取り組むことが重要です。あらためて地域担当職員の役割や意義を職員一人一人が理解する機会を設けた上で、地域のまちづくりを市民と共にやっという積極的な職員を選考し、配置することを期待します。

また、地域担当職員に従事する者には時間外手当や代休取得ができる等の労働

環境としての保障等は勿論のこと、地域担当職員としてまちづくりに携わったという経験が庁内で適切に評価されることも重要であると考えます。それによりキャリアを重ねるためにも地域に出ることが必要であるという方向性が示せます。そして、その経験を経た職員を各部署へ配置していくことで、庁内全体でまちづくりへの意識が変わっていく一助になるのではないのでしょうか。

そして、手引きにも地域担当職員の研修が含まれていますが、地域担当職員には地域のリーダーの持ち味（会長、副会長がどんな考えを持っているか）をまず探ったうえで、どうリードしていくか、対応していくかを考えられるような訓練と、なにより現場に出向き、会長などの役員と地域担当職員がなんでも言えるくらいの関係性を築くことを期待します。地域の会議にただ行って、座って聞いているだけでは無く、地域の中にいる人から見てわからない良いところを指摘し、取り組むべきことを投げかけ、地域がどうしたら良くなるか一緒に考えられる職員が育成され、評価されることを期待します。

5. まちづくり協議会の基盤強化を図ると共にさらなる協働をお願いします。

まちづくり協議会がその効果を最大限発揮するためには、前述のような地域総参加の組織体制（人）と地域に合わせて活用できる資金（お金）と、そして拠点となる場所が必要です。各まちづくり協議会の事務所をきちんと各地区へ確保し、そして、その事務所に事務局職員が常勤できるような人件費（手当）が予算化され、身分の保証が確保されることを期待します。地域にとってまちづくり協議会が身近で相談できる組織になるためにも、まちづくり協議会の事務所に行けば必ず誰かが事務所にて話を聞いてくれるという体制が重要です。そうすることで地域の子育て中の方等若い世代を雇用することでその参加を促すこともでき、後継者も出やすくなります。特に事務局長として事業に責任をもって働く人を置くことで、企業やNPO等の他組織との協働やまた国や県の補助金などの外部資金を得ることも取り組みやすくなります。

また、基盤強化が図られることで自己財源の確保などが進み、さらに体制が強化されることで、将来的には市の業務をまちづくり協議会に委託することや、まちづくり協議会が市民の総合相談所的な役割もできれば、市民サービスの向上につながるると共に、地元での存在感も高まると考えます。

6. 災害時に役割を発揮するまちづくり協議会となるようお願いします。

近年、大規模災害が頻発する中で防災の観点から全国的に自主防災組織の立上げが進められていますが、まちづくり協議会内に防災部会を設置することを薦めることが地域の防災体制に非常に有効だと考えます。

地域として災害への対応を考える中で、地域住民の防災や災害への意識を高めることが大切です。ヨソゴト（他人事）ではなく、自分たちの地域や住民の命を守るためという意識づけ（ジブンゴト/自分事）にするためにも、まちづくり協議会を通じて、地域の様々な団体に一堂に集まっただき、防災部会として会

議を開催すれば、地域内で共有が進み、役割分担やその把握ができます。まちづくり協議会に災害時に役割の大きい愛育委員や行政協力委員が加わっていることで防災部会の開催を通じて平時から協力し合い、非常時に備えることができるため、まちづくり協議会内の防災部会として自主防災組織の設置を危機管理課との連携で推進することを期待します。

7. まちづくり協議会の支援として市民活動支援センターの再定義をお願いします。

今後、さらにまちづくり協議会が役割を発揮していくためには、経理などの事務や外部資金の活用などの運営に関する相談、取組の広報など、地域担当職員による支援のほかに専門的な支援も重要になります。それは地域と行政の間に立ついわゆる中間支援組織として俯瞰的な目線も持ちながら地域に寄り添った支援を進めていくことが理想的であり、現状で考えればその役割は笠岡市市民活動支援センターが適当です。

現状の笠岡市市民活動支援センターの体制を見直し、専門的な支援ができるように強化すると共に、役割を再定義し、それに沿って名称を「笠岡市まちづくりサポートセンター」と変更することを提案します。これによりその位置づけが地域にとってわかりやすいものとなり、より有効に活用されたいと考えます。

8. 市民がまちづくりの主体となれるよう支援をお願いします。

全国的に共通した傾向として、①役員のなり手不足、②役員の高齢化や固定化、③少子高齢化や過疎化による組織維持の困難、④活動に参加しない住民の増加などにより、さらに参加者や加入者の減少が加速する負のスパイラルが生じています。それを会長や役員等の献身的な奉仕活動によって支えカバーしている現状があります。今回の条例及び手引きにより、まちづくり協議会の位置づけを確かにすることで、この負のスパイラルを断ち切り、地域のために加わりたい、活動したいという市民が増えるような伝え方、リーダーメッセージが大切です。

また、笠岡市自治基本条例の前文でも述べられているように、私たち市民がまちづくりの主体であることを強く自覚して、「私たちの地域を私たちの手で住み良くしていこう！」という意識や態度が協働のまちづくりの原点であることを忘れてはならず、市はその主体者を支える役割として、時に先導して方向を示し、時に伴走しながら強化を図り、時に後押しをして取り組むことが期待されます。

そして、より質の高いまちづくりに向けて、「地域力」を向上させる視点が重視されるべきです。「地域力」とは、人々が地域で主体的に活動しながら発揮する力や活動を通して蓄積されていく力、すなわち地域で自治を担う力のことで、本条例と手引きがその一助となることを期待します。